

教育職員免許法施行規則の改正に伴う 変更届等に関する留意事項について

令和3年9月10日
令和3年度教職課程認定基準等の改正に関する
事務担当者説明会

文部科学省 総合教育政策局
教育人材政策課 教員免許企画室

目次

1. 事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目開設等に関する変更届の提出について
2. 複数学科等間での共通開設、義務教育特例、小学校課程要件緩和に係る変更届の提出について
3. 令和2年度以降に開始する教職課程の認定の際に付された留意事項に関する事後調査対応届の提出について
4. 令和5年度から連携教職課程等を設置する場合の教職課程認定申請について



1. 事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」の科目開設等に関する変更届(以下「ICT事項科目の開設等に関する変更届」)の提出について

①提出が必要な大学等

小学校、中学校、高等学校教諭の教職課程を置く学科等を設置する全ての大学等

②提出期間

○令和4年2月末までに提出

令和4年度に「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を取り扱う
授業科目を開設等する場合

○令和5年2月末までに提出

令和5年度以降「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」を取り扱う
授業科目を開設等する場合

- ※ 令和5年度以降の開設であっても、令和4年2月末までに提出することは可能。
- ※ **該当の大学はどちらかの期間において、必ず提出**することを要する。
- ※ 既に令和4年度の開設に向け、教育課程の変更届を提出している場合でも要提出。

③提出方法

必要書類をPDF化しメールにて提出。(紙媒体等の郵送や、持ち込みは不可。)



④提出書類の記載における注意点

(1)かがみ

記入例を参考に記載し、その際、様式に記載する「文書番号」「届出者(設置者)名」「届出者(設置者)の長の職名及び氏名」の文言は削除した上で、左記の情報を記載すること。

(2)変更一覧表

- ・「学部学科等名」欄には、「新事項に対応する授業科目」を開設する学部学科等名を記載すること。(複数の学科等にて共通開設する場合は、開設する全ての学科等を記載すること。)
- ・「免許状の種類」欄には、設置する各学校種・教科等の免許状の情報を記載すること。(「学部学科等名」欄に複数の学部学科等を記載している場合は、学科等によらず、幼→小→中→高→養護→栄養の順に記載すること。)
- ・「変更内容」欄には、「新事項に対応する授業科目」に関する変更内容のみ記載し、新旧対応表に示す他の授業科目に関する変更内容は記載しないこと。
- ・担当教員が複数の場合は、記載例を参照の上、各教員に対し、業績の種類や現在の担当状況が対応するように記載すること。



④提出書類の記載における注意点

(3)新旧対照表

新旧対照表には、ICT事項科目の開設等に関連する変更内容を全て記載すること。

例：ICT事項科目の開設に伴う、既存の授業科目（改正前の事項「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」に対応した授業科目）の単位数や科目名称の変更

※ICT事項科目の開設等に関わらない内容は含めないこと。

(4)シラバス

- ・事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に対応した科目のシラバスは、既存科目から担当教員や授業内容等の変更がない場合も、提出すること。
- ・**複数の事項を1つの科目で開設する場合、事項「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に対応した授業内容が1単位分以上含まれているか確認する必要があるため、該当の授業内容を、授業回の表記も含め赤字にすること。**

④提出書類の記載における注意点

(5)履歴書、教育研究業績書

・教育研究業績書の「担当授業科目に関する研究業績等」欄に記載する業績は、「変更一覧表」の「授業科目に対応した業績の種類」に対応した業績を記載すること。

⑤今後の予定

令和3年10月 ICT事項科目の開設等に関する変更届の提出時期に関する調査(回答期限は令和3年12月下旬を予定)

<調査項目>

大学等名、ICT事項科目を開設する学部学科等名、変更届の提出時期、該当授業科目の開設年度 等

※大学等は本調査の回答に示す年度の提出期限までに必ず変更届を提出すること。

＜参考＞ICT事項科目の開設等に関する変更届提出に関するQ&A

【変更届の提出の有無に関する件】

Q1 令和5年度の改組を踏まえ、令和4年課程認定申請を検討している。既存の教職課程に対し、ICT事項科目の開設に関する変更届を提出する必要があるか。提出を要する場合、シラバス、履歴書や教育研究業績書は申請中のものでも構わないか。

A1 令和4年度入学生に対する変更届を提出する必要がある、ICT事項科目の履修が令和4年度中の履修であれば令和4年2月末までに、令和5年度以降の履修であれば令和5年2月末までに変更届の提出が必要。

【新旧対照表に関する件】

Q2 ICT事項科目の開設等にあたり、例えば「総合的な学習の時間の指導法」に関する科目など、「教育の方法及び技術」に関する科目以外の科目とあわせて開設する場合、新旧対照表はどのように記載すればよいか。

A2 他の事項と併せてICT事項科目を開設する場合、基本的には「教育の方法及び技術」に関する科目と併せた開設を想定している。左記以外の事項と併せて開設する場合は、様式中の当該事項の塗りつぶしを解除した上で、変更内容を記載すること。その際、当該事項以外の欄は、灰色に塗りつぶすこと。

2. 複数学科等間での共通開設、義務教育特例、小学校課程要件緩和に係る変更届の提出について



①提出が必要な大学等

複数学科等間での共通開設、義務教育特例、小学校課程要件緩和に関する教育課程の変更(以下、「複数学科間での共通開設等に関する変更」という。)を予定する、全ての教職課程を置く大学等

②提出期限

○通常の変更届と同様、**変更する課程を実施する前**までに提出

(4月から新しい教育課程を開始する場合は、前年度の3月末までに提出)

ただし、**大幅な教育課程の変更を行う場合は、期限に十分な余裕をもって提出**すること。

※複数学科間での共通開設等に関する変更届を提出する際は、通常のものの変更内容をあわせて提出可能であること。

③提出方法

通常の変更届の提出方法による。

(必要書類をPDF化しメールにて提出。(紙媒体等の郵送、持ち込みは不可。))

3. 令和2年度以降に開始する教職課程の 認定の際に付された留意事項に関する 事後調査対応届の提出について



① 事後調査の対象

令和2年度以降に開始する教職課程の認定の際に、下記の1.～3.の留意事項が付された大学

② 事後調査対応届の提出期間

令和元年度～令和4年度の9月末日（4年間における対応）

※令和3年度は3年目。まだ未提出の大学が多いため、**提出期限の時期に限らず、大学において準備ができ次第、提出を検討していただきたい。**

③ 留意事項

1. 幼稚園教諭の教職課程の認定を受けるにあたり、教育職員免許法施行規則及び免許状更新講習規則の一部を改正する省令（平成29年11月17日文部科学省令第41号。以下、「改正免許法施行規則」という。）附則第7項により幼稚園教諭の教職課程の「領域に関する専門的事項」を小学校教諭の教職課程の「教科に関する専門的事項」のうち国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育をもって充てている。
2. 「総合的な学習の時間の指導法」を含む科目を担当する教員等が当該科目に関する10年以内の研究業績等を有しておらず、以下のいずれかを有している者をもって充てている。
 - ①「総合的な学習の時間の指導法」に関する10年以上前の活字業績
 - ②「各教科の指導法」「道徳の指導法」「特別活動の指導法」のいずれかに関する活字業績
3. 小学校教諭の教職課程の「各教科の指導法」の外国語（英語）指導法を含む科目を担当する教員が当該科目に関する研究業績等を有しておらず、中学校又は高等学校の「外国語（英語）の指導法」に関する活字業績を有している者をもって充てている。



＜参考＞事後調査対応届に関するQ&A(教職課程認定申請の手引きに掲載中)

【留意事項を受けた課程を置く学科が募集停止となり教職課程を取り下げる場合】

Q1 留意事項を受けた課程を置く学科が募集停止となるため、教職課程を取下げ予定である。取下げ後、令和4年9月末までに事後調査対応届の提出が必要か。

A1 令和4年度末までに取り下げる課程に留意事項が付されていた場合、事後調査対応届の提出は不要。ただし、今後、令和元年度以降に取り下げた課程及び令和4年度末までに取り下げる課程に留意事項が付されていた大学の学科等に対し、確認のための調査を行う予定。

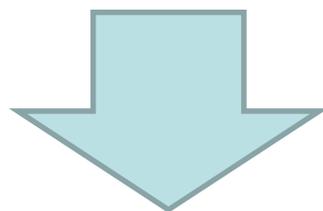
【附則第7項に関する件】

Q2 領域に関する専門的事項の科目を新設するためには、幼稚園担当の教員を増員しなければならないか。

A2 附則第7項に関する留意事項に対応するためには、小学校の「教科に関する専門的事項」ではなく、幼稚園の「領域に関する専門的事項」の科目の開設が必要。

ただし、担当教員については、同一学科等において「領域に関する専門的事項」と「教科に関する専門的事項」の両方を担当する専任教員は、幼稚園及び小学校それぞれの課程の専任教員とすることができる。よって、必ず幼稚園に関する科目担当の教員を増員しなければならないわけではない。

4. 令和5年度から連携教職課程等を設置する場合の教職課程認定申請について



<申請スケジュール>

本年12月に作成予定の「教職課程認定申請の手引き（令和5年度開設用）」に示す、通常の課程認定申請のスケジュールを参照すること。